

施工体制台帳の改定について

三好市

1 対象工事

施工体制台帳の作成，提出及び備え置きの対象工事が，下請契約を締結する全ての工事に拡大（下請契約がない場合は作成不要）

※従来は，請負対象金額 200 万円以上の場合に，下請契約の有無に関わらず提出

2 提出時期

下請契約を締結したときは下請契約日から，内容に変更が生じたときは変更が生じた日から，いずれも 5 日以内に監督員に提出

※従来は，契約後 14 日以内及び変更が生じた日から 5 日以内

3 記載項目

①専門技術者

専門技術者の氏名，資格，担当工事内容を追加

※専門技術者の資格及び雇用関係を確認するため，技術者取得資格証明書の写し及び健康保険証の写し等の提出が必要

②保険加入状況（事業所整理記号等）

保険加入状況の確認のため，事業所整理記号等を追加

③外国人就労者

外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無を追加

④その他

下請業者が無許可業者，警備業者及び運搬業者の場合の記載方法等を注釈欄に追加

4 適用時期

新しい施工体制台帳は，平成 27 年 10 月 1 日以降に契約する工事から適用

施 工 体 制 台 帳

作成建設業者住所
商 号
代表者名許 可 番 号 大臣 (般
知事 (特) 第 号

許可業種 (全て) 工事業

1 発注者との契約、発注者から請け負った建設工事について

工 事 名				工事内容			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		契 約 日	年 月 日			
発 注 者	(名称)			(住所)			
契 約 営 業 所	(名称)			(住所)			
発 注 者 の 監 督 員	(氏名) (意見申出方法)			(権限)			
現 場 代 理 人	(氏名) (意見申出方法)			(権限)			
監理技術者又は主任技術者	(氏名) (資格)			専任・兼務			
専 門 技 術 者 (注1)	(氏名) (担当工事内容)			(資格)			
健康保険等の 加 入 状 況	保険加入の 有無(注2)	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入
	事業所 整理記号 等	適用除外 健康保険		適用除外 厚生年金保険		適用除外 雇用保険	
		事業所整理記号： 事業所番号：	事業所整理記号： 事業所番号：	事業所整理記号： 事業所番号：	労働保険番号：		
外国人建設就労者の 従事の状況(有無)(注3)	有 無		外国人技能実習生の 従事の状況(有無)(注4)		有 無		

- ・発注者との契約書の写しを添付。
- ・監理技術者・主任技術者・専門技術者(置く必要がある場合)の資格及び雇用関係については、技術者取得資格証明書の写し及び健康保険証の写し等により確認する。専門技術者については、技術者取得資格証明書の写し及び健康保険証の写し等を添付。
- ・専門技術者は、置かない場合もあるので、そのときは「-」と記載すること。
- ・「発注者と契約締結した営業所」と「下請負人と契約締結した営業所」が別の場合は、各営業所の事業所整理記号等を記載すること。

2 【一次下請負人である〇〇に関する事項】注~~2~~5

一次下請負人	(名称) (住所) (許可番号※) } 第 号 (施工に必要な許可業種※) 工事業			
工 事 名	工事内容			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 契約日 年 月 日			
元請負人契約 取扱営業所	(名称) (住所)			
元請負人の 監 督 員	(氏名) (権限) (意見申出方法)			
一次下請負人の 現 場 代 理 人	(氏名) (権限) (意見申出方法)			
一次下請負人の 主任技術者※	(氏名) (資格) 専任・兼務			
一次下請負人の 専門技術者※ (注1)	(氏名) (資格) (担当工事内容)			
健康保険等の 加入状況※	保険加入の有無(注 2)	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		事業所整理記号: 事業所番号:	事業所整理記号: 事業所番号:	労働保険番号:
外国人建設就労者の 従事状況(有無)※(注3)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)※(注4)	有 無	

- ・一次下請負人との契約書の写しを添付。
- ・一次下請負人が建設業の許可を受けていない場合（この場合は、500万円未満の工事は受注可）又は建設業法対象外の職種（運送業、警備業等）については警備業者、運搬業者の場合は、健康保険等の加入状況欄の記載は不要※印欄は「－」と記載すること。
- ・施工に必要な許可業種は、当該下請工事の施工に必要な専門工事の許可業種を全て記載すること（土木工事業、建築工事業は記載不可）。
- ・元請負人の監督員、一次下請負人の現場代理人、専門技術者は置かない場合もあるので、そのときは「－」と記載すること。
- ・事業所整理記号等は、一次下請負人の請負契約に係る営業所について記載すること。

注 1. 次の①～③の全てに該当する場合は、専門技術者の配置が必要となる（専門技術者が複数となる場合は、欄を追加して全員を記載）。

- ①「土木一式工事又は建築一式工事を構成する専門工事」、又は「専門工事に附帯する他の専門工事（附帯工事）」を自ら施工する（下請しない）場合
- ②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合
- ③主任技術者又は監理技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

注~~2~~2. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

なお、上記従業員規模等とは、健康保険及び厚生年金保険においては個人経営で従業員が4人以下の場合、雇用保険においては従業員が1人も雇用されていない場合等のことである。

注 3. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注 4. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注~~2~~5. 〇〇には会社名を記入すること。また、複数の下請負契約（一次下請）を交わす場合には、2【一次下請負人である〇〇に関する事項】以降のみを追加することである。

再 下 請 負 通 知 書

再下請負通知人住所
商 号
代表者名許 可 番 号 大臣 (般 一) 第 号
知事 (特)

1 元請に関する事項

元請負人名称	
--------	--

2 直近上位注文者との契約について

直近上位注文者		契 約 日	
工 事 名			

3 再下請負通知人が請け負わせた建設工事について

受 注 者	(名称) (許可番号※) (般 一) 第 号 (施工に必要な許可業種※)	(住所)	工事業	
工 事 名		工事内容		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	契 約 日	年	月 日
再下請負通知人の監督員	(氏名) (意見申出方法)	(権限)		
受注者の現場代理人	(氏名) (意見申出方法)	(権限)		
受注者の主任技術者※	(氏名) (資格)	専任・兼務		
受注者の専門技術者※ (注1)	(氏名) (資格) (担当工事内容)			
健康保険等の加入状況※	保険加入の有無(注2)	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		事業所整理記号: 事業所番号:	事業所整理記号: 事業所番号:	労働保険番号:
外国人建設就労者の従事状況(有無)※(注3)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)※(注4)	有 無	

- ・契約書の写しを添付。
- ・受注者が建設業の許可を受けていない場合（この場合は、500万円未満の工事は受注可）又は建設業法対象外の職種（~~運送業、警備業等~~）について警備業者、運搬業者の場合は、~~健康保険等の加入状況欄~~の記載は不要※印欄は「-」と記載すること。
- ・施工に必要な許可業種は、当該下請工事の施工に必要となる専門工事の許可業種を全て記載すること（土木工事業、建築工事業は記載不可）。
- ・再下請負通知人の監督員、受注者の現場代理人、専門技術者は置かない場合もあるので、そのときは「-」と記載すること。
- ・事業所整理記号等は、受注者の請負契約に係る営業所について記載すること。

注 1. 次の①～③の全てに該当する場合は、専門技術者の配置が必要となる（専門技術者が複数となる場合は、欄を追加して全員を記載）。

- ①専門工事に附帯する他の専門工事（附帯工事）を自ら施工する（下請しない）場合
- ②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合
- ③主任技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

注2. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

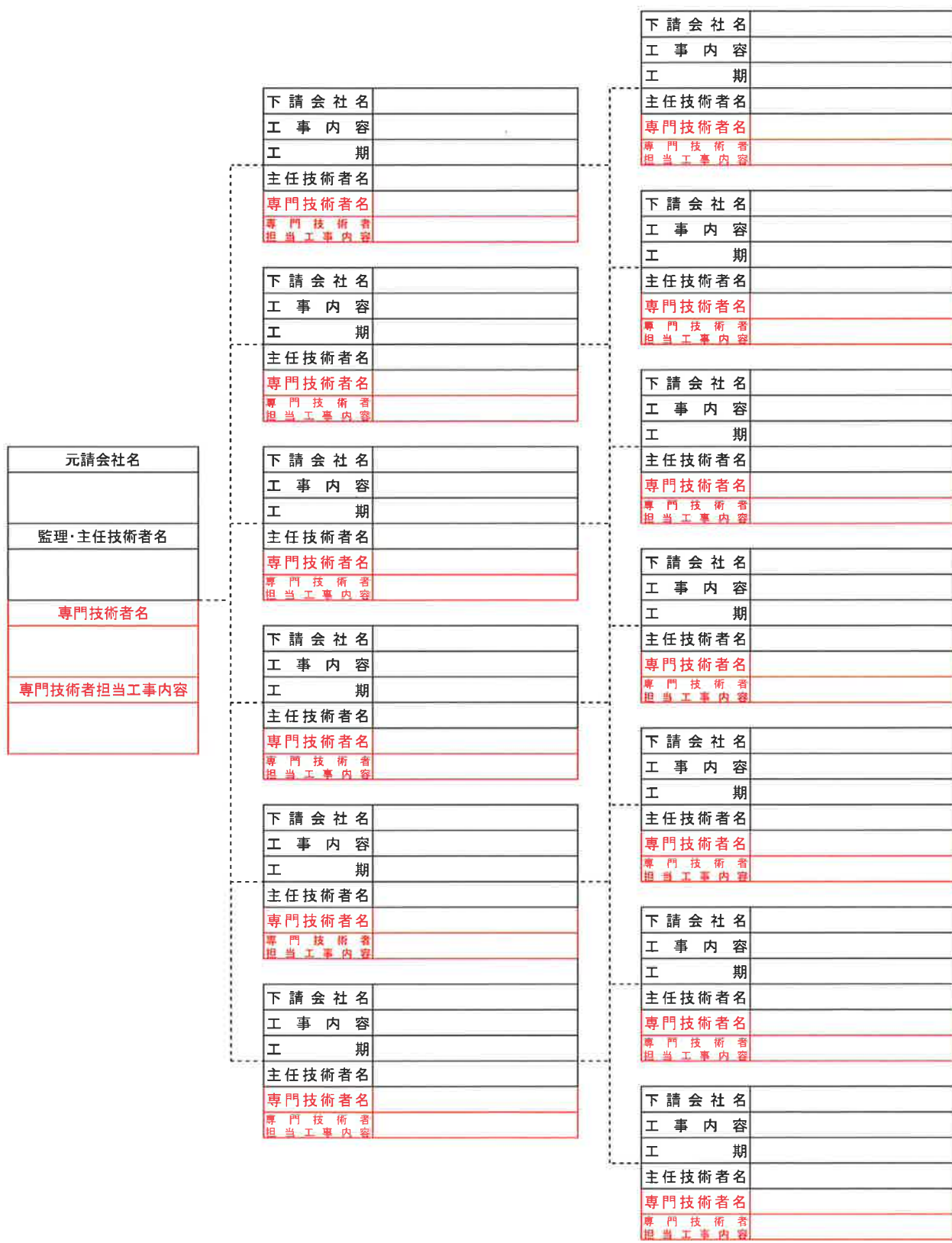
なお、上記従業員規模等とは、健康保険及び厚生年金保険においては個人経営で従業員が4人以下の場合、雇用保険においては従業員が1人も雇用されていない場合等のことである。

注 3. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注 4. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

施工体系図 (A)

工 事 名 称					
工 期	自	年	月	日	至 年 月 日
発 注 者					



[注]工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示のこと。
 [注]専門技術者を置かない場合は、専門技術者名及び専門技術者担当工事内容は「-」と記載すること。
 [注]下請会社が建設業の許可を受けていない場合、警備業者及び運搬業者の場合は、主任技術者名、専門技術者名及び専門技術者担当工事内容は、「-」と記載すること。

施 工 体 制 台 帳

作成建設業者住所 ○○市○○町○○
 商 号 ○○株式会社
 代表者名 建設 一郎

許 可 番 号 大臣 (般) 知 事 (特) - 24) 第 0000 号

許可業種 (全て) 土木, とび・土工, 石, 鋼構造物, 舗装工事業

1 発注者との契約, 発注者から請け負った建設工事について

工 事 名	H27 徳土 ○○線 ○・○○ 道路改良工事		工事内容	盛土工○㎡, 逆 T 型擁壁工○㎡, 側溝工○m
工 期	平成 27 年 9 月 2 日から平成 28 年 3 月 10 日まで		契 約 日	平成 27 年 9 月 1 日
発 注 者	(名称) 徳島県東部県土整備局長		(住所)	徳島市南末広町 6-36
契 約 営 業 所	(名称) 本店		(住所)	○○市○○町○○
発 注 者 の 監 督 員	(氏名) 徳島 太郎 (意見申出方法) 書面による		(権限)	契約書記載のとおり
現 場 代 理 人	(氏名) 建設 次郎 (意見申出方法) 書面による		(権限)	契約書記載のとおり
監 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者	(氏名) 土木 一郎 (資格) I 級土木施工管理技士		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一式工事を構成する500万円以上の専門工事を自ら施工する場合で、監理技術者又は主任技術者が専門工事の資格又は実務経験を有しない場合は、専門技術者を配置しなければならない。 例の場合、土木一郎が鉄筋工事の資格又は実務経験を有しないため、鉄筋工事の実務経験を有する鉄筋五郎を専門技術者として配置。 </div> (専任) 兼務	
専 門 技 術 者 (注 1)	(氏名) 鉄筋 五郎 (担当工事内容) 鉄筋工事		(資格) 実務経験 (鉄筋工事業に関して 10 年)	
健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入の有無 (注 2)	健康保険 (加入) 未加入 適用除外	厚生年金保険 (加入) 未加入 適用除外	雇用保険 (加入) 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	健康保険 事業所整理記号 : AA-AAA 事業所番号 : AAAAA	厚生年金保険 事業所整理記号 : AA-AAA 事業所番号 : AAAAA	雇用保険 労働保険番号 : BBBBBBBBBBBB-BBB
	外国人建設就労者の従事状況 (有無) (注 3)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況 (有無) (注 4)	有 (無)

- ・発注者との契約書の写しを添付する。
- ・監理技術者・主任技術者・主任技術者 (置く必要がある場合) の資格及び雇用関係については、技術者取得資格証明書の写し及び健康保険証の写し等を添付する。専門技術者については、技術者取得資格証明書の写し及び健康保険証の写し等を添付。
- ・専門技術者は、置かない場合は「-」と記載すること。
- ・「発注者と契約締結した営業所」が別の場合は、各営業所の事業所整理記号等を記載すること。

●健康保険・厚生年金保険
 「領収証書」、 「納入証明書」及び「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
 ※一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。

●雇用保険
 「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」に記載の労働保険番号を記載。
 ※継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

2 【一次下請負人である〇〇に関する事項】注5

一次下請負人	(名称) △△有限公司 (住所) △△市△△町△△ (許可番号※) 般 - 25 } 第 0000 号 (施工に必要な許可業種※) とび・土工工事業			
工事名	H27 徳上 〇〇線 〇・〇〇 道路改良工事	工事内容	側溝工事〇m	
工期	平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 9 日まで	契約日	平成 27 年 11 月 30 日	
元請負人契約取扱営業所	(名称) ◇◇支店 (住所) ◇◇市◇◇町◇◇			
元請負人の監督員	(氏名) 土木 一郎 (権限) 契約書記載のとおり (意見申出方法) 書面による			
一次下請負人の現場代理人	(氏名) 側溝 三郎 (権限) 契約書記載のとおり (意見申出方法) 書面による			
一次下請負人の主任技術者※	(氏名) 側溝 三郎 専任 兼務 (資格) 実務経験 (とび・土工工事業に関して 10 年)			
一次下請負人の専門技術者※ (注1)	(氏名) - (資格) - (担当工事内容) -			
健康保険等の加入状況※	保険加入の有無(注2)	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	健康保険 事業所整理記号: XX-XXX 事業所番号: XXXXX	厚生年金保険 事業所整理記号: XX-XXX 事業所番号: XXXXX	雇用保険 労働保険番号: YYYYYYYYYYY-YYY
外国人建設就労者の従事状況(有無)※(注3)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)※(注4)	有 無	

・下請する専門工事の施工に必要な許可業種を全て記載。
・元請が行う一式工事の許可である「土工工事業」、「建築工事業」は記載不可。
・下請負額が500万円未満で専門工事の許可を受けていない場合は、「-」と記載。

- ・一次下請負人との契約書の写しを添付。
- ・一次下請負人が建設業の許可を受けていない場合（この場合は、500万円未満の工事は受注可）又は建設業法対象外の警備業者、運搬業者の場合は、※印欄は「-」と記載すること。
- ・施工に必要な許可業種は、当該下請工事の施工に必要な専門工事の許可業種を全て記載すること（土工工事業、建築工事業は記載不可）
- ・元請負人の監督員、一次下請負人の現場代理人、専門技術者は置かない場合もあるので、そのときは「-」と記載すること。
- ・事業所整理記号等は、一次下請負人の請負契約に係る営業所について記載すること。

注 1. 次の①～③の全てに該当する場合は、専門技術者の配置が必要となる（専門技術者が複数となる場合は、欄を追加して全員を記載）。

- ①「土木一式工事又は建築一式工事を構成する専門工事」、又は「専門工事に附帯する他の専門工事（附帯工事）」を自ら施工する（下請しない）場合
- ②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合
- ③主任技術者又は監理技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

注 2. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

なお、上記従業員規模等とは、健康保険及び厚生年金保険においては個人経営で従業員が4人以下の場合、雇用保険においては従業員が1人も雇用されていない場合等のことである。

注 3. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注 4. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注 5. 〇〇には会社名を記入すること。また、複数の下請負契約（一次下請）を交わす場合には、2【一次下請負人である〇〇に関する事項】以降のみを追加することである。

専門技術者について

(1) 専門技術者の配置が必要な場合

次の①～③の全てに該当する場合は、専門工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者とは別に専門技術者を配置しなければならない。

自ら専門技術者を配置できない場合は、当該専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請させなければならない。

【専門工事とは】

建設業許可業種のうち、土木一式工事又は建築一式工事以外の26種類の建設工事
(例)とび・土工・コンクリート工事、石工事、鉄筋工事、舗装工事等

- ①「土木一式工事又は建築一式工事を構成する専門工事」、又は「専門工事に附帯する他の専門工事(附帯工事※)」を自ら施工する(下請しない)場合
- ②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合
- ③主任技術者又は監理技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

※建設業法第4条において、「許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる」となっており、これを附帯工事といい、主の次の二つがある。

- ①主たる建設工事の機能を保全し、十分な機能を発揮するために必要を生じた他の従たる建設工事
→擁壁工事(とび・土工・コンクリート工事)における起終点の取付石積(石工事)
屋根工事における塗装工事、管工事における熱絶縁工事 等
- ②主たる建設工事の施工により生じた他の従たる建設工事
→側溝工事(とび・土工・コンクリート工事)の施工により生じた余掘部の舗装復旧(舗装工事)
電気工事の施工により生じた内装仕上工事、建具工事の施工により生じた左官工事 等

(2) 専門技術者の要件

※「①の実務経験又は②の資格」及び「所属建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要(主任技術者の要件と同じ)

① 下記の実務経験を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ該当)

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| (i) 高等学校の指定学科卒業後 | 5年以上 |
| (ii) 高等専門学校指定学科卒業後 | 3年以上 |
| (iii) 大学の指定学科卒業後 | 3年以上 |
| (iv) 上記(i)～(iii)以外の学歴の場合 | 10年以上(複数業種に係る実務経験による短縮あり) |

※建設工事の種類毎に実務経験が必要

② 1級及び2級の国家資格者等(建設業法第七条第二号ハ該当)

(3) 専門技術者の配置例

- 工事: 河川工事(土木一式工事)
- 内容: 擁壁工(とび・土工・コンクリート工事)、ブロック積工(石工事) ※いずれも500万円以上
- 主任技術者又は監理技術者の資格等:
 - ① 1級又は2級(土木)の土木施工管理技士の場合
→ 専門工事(とび・土工・コンクリート工事及び石工事)の主任技術者となり得る資格を有するため、**専門技術者の配置は不要**
 - ② 土木一式工事に関する実務経験10年のみの場合(資格及び他の実務経験なし)
→ **とび・土工・コンクリート工事及び石工事の主任技術者となり得る資格又は実務経験を有する者を専門技術者として配置が必要**

雇用保険

- ・以下の①及び②に記載の労働保険番号を記載。
- ・継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

①労働保険概算・確定保険料申告書

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石川県労働保険事務所 一般拠出金

標準字体 0123456789
※「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR称への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険番号

確定保険料算定内

区分	① 保険料・支出金算定基礎	② 保険料・支出率	③ 確定保険料・一般拠出金額 (①×②)
労働保険料	(イ)	(イ) 1000分の	(イ)
労災保険分	(ロ)	(ロ) 1000分の	(ロ)
雇用保険法適用者分	(ハ)	(ハ) 1000分の	(ハ)
高年齢労働者分	(ニ)	(ニ) 1000分の	(ニ)

平成 年 月 日 まで

※ 一括拠出金は延期できません

②領収済通知書

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

取 締 序 号 30840
取 締 所 青森労働局
取 締 番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

労働保険番号

労働保険番号

納付の目的

- 平成 年 月 日 納付
- 納付額 1-1 納付額 2-1 納付額 2-2 納付額 2-3 納付額 2-4
- 平成 年 月 日 納付

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

納付額 (合計額)

あて先 〒030-8558
青森市新町2丁目4-25
青森合同庁舎

領収日付印

青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (印)

外国人建設就労者及び外国人技能実習生について

外国人の日本国内での就労は、出入国管理及び難民認定法で定められる在留資格の範囲内において認められているところであるが、東北震災復興、2020年オリンピック関連施設整備等による一時的な建設需要増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として新たな在留資格（外国人建設就労者）が定められ、即戦力となりうる外国人材の活用促進を図ることとされた。

外国人建設就労者の受入にあたっては、行政及び受入企業等が一体となって適正な監理に取り組んでいくことが必要であり、元請企業においては外国人建設就労者の受入れを行う下請企業に対する指導等の取組を講じることが求められる。

このようなことから、建設工事現場における外国人建設就労者の受入状況を把握し、適正な施工体制の確保に資するため、建設業法施行規則が改正され、施工体制台帳に外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無を記載することとされた。

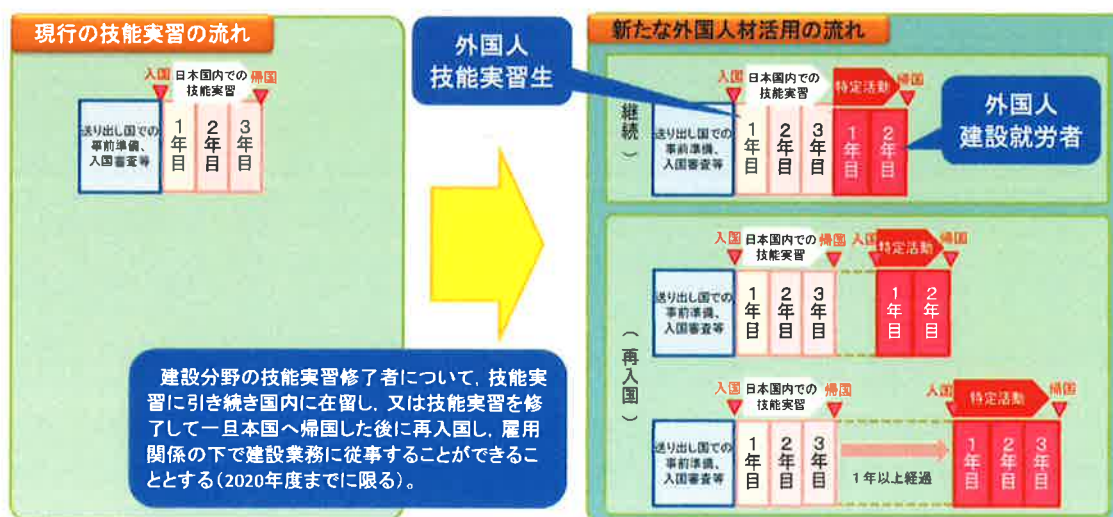
【外国人建設就労者】

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（建設分野技能実習を修了した者であって、受入建設企業との雇用契約に基づく労働者として建設特定活動に従事する者）

【外国人技能実習生】

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者

●緊急措置の概要



(関連資料)

- ・外国人建設就労者受入事業に関する告示（H26年国土交通省告示第822号）
- ・外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン（H26.11国土交通省土地・建設産業局）
- ・外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン（H26.12国土交通省土地・建設産業局）